

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成28年 8月 8日 (月)
開 始 ・ 終 了 時 刻	15時55分 から 16時35分まで
開 催 場 所	弘前市役所本庁本館4階 第1委員会室
議 長 等 の 氏 名	柴田 幸博
出 席 者	委員 柴田 幸博 (会長) 委員 大澤 浩明 委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎 委員 菊池 励美
欠 席 者	なし
施設所管部職員の名	教育部長 野呂 忠久 弘前図書館 館長 伊藤 文彦 館長補佐 柴田 弘毅 主幹兼係長 相馬 奉文 係長 田澤 千佳 主事 斎藤 俊希 教育政策課 課長 鳴海 誠 政策調整担当総括主査 大淵 寛
事務局職員の名	ひろさき未来戦略研究センター副所長 森岡 欽吾 情報分析・行革・連携担当 総括主幹 白戸 麻紀子 情報分析・行革・連携担当 主事 鈴木 健一朗
会 議 の 議 題	案件 1 弘前市立図書館・弘前市立郷土文学館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について

<p>会 議 結 果</p>	<p>案件</p> <p>1 弘前市立図書館・弘前市立郷土文学館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について 弘前市立図書館・弘前市立郷土文学館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>
<p>会 議 資 料 の 名 称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件対象施設一覧（資料1） ・ 指定管理者候補者選定方法等一覧（資料2） ・ 指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料3） ・ 指定管理者制度の導入に係る方針（資料4） ・ 弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿（資料5）
<p>会 議 内 容</p> <p>（発言者、発言内容、審議経過、結論等）</p>	<p>1 開会</p> <p>2 案件</p> <p>3 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>（議長） 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>（事務局） 案件1「指定管理者候補者の選定方法等について」審議する施設は、一覧に記載のとおり弘前市立図書館（弘前図書館、岩木図書館、駅前分室こども絵本の森）3施設と弘前市立郷土文学館の計4施設となっており、今年度新たに指定管理者を募集しようとするものである。</p> <p>（議長） 弘前市立図書館・弘前市立郷土文学館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について、審議を行う。 それでは、教育委員会から、弘前市立図書館・弘前市立郷土文学館の選定方法等について説明をお願いします。</p> <p>（施設所管部） （施設の設置目的、概要等について説明） 指定管理者制度導入時期については、平成29年4月から開始することを予定している。 管理運営の基本方針は、施設の設置目的に沿いながら、市民が平等に、安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行い、</p>

利用者の意見・要望を指定管理者の創意工夫により反映させることで、サービスの向上等を図ることを方針としている。

当該施設の目指す方向性について、図書館及び郷土文学館は、「学びと遊びの創造の場、知の拠点」としての地域とつながる図書館等を基本理念とし、「地域の学びの場」、「楽しい交流空間」及び「知の拠点」としてのつながる図書館等を目指すことから、図書館等サービスの推進に向けて、市民意見の反映、情報発信の強化、市民の参画促進、他機関との連携及び効率的・効果的な運営体制の構築を踏まえた事業の提案を特に要請したいと考えている。

選定方法については一般公募とし、指定期間は5年間としている。

指定管理者が行う業務内容の維持管理に関することについては、清掃業務等追手門広場維持管理業務等は市が、図書館等施設内の維持管理業務は指定管理者の業務としている。また、開館準備、閉館作業及び館内整理日の業務に関すること、図書館業務等に関すること、郷土文学館業務に関すること、付随業務として郷土文学館の観覧料の徴収事務に関すること等を指定管理者が行う主な業務としている。

なお、図書館業務のうち古文書業務についてはこれまでどおり教育委員会が行う。

開館時間及び休館日については、弘前市立図書館管理運営規則を基本としつつ、指定管理者の提案により変更することも可能としている。

職員配置体制について、図書館はカウンター関連業務、郷土文学館は利用者サービス業務が必須となるため、必要となる人員基準を職員の配置等の条件として示している。なお、図書館については、必要とする司書等の人数についても提示している。

指定管理に要する経費は、資料に記載のとおりで、人件費、事務費、施設管理費等が主な内容となっている。また、指定管理料のうち、資料購入費については下限を設定し、これまでと同水準を維持することとしている。

募集にあたっての特記事項として、事業者が単独で応募する場合は市内に本店、本部を有する団体であること、グループで応募する場合は、市内に本店、本部を有する団体で構成されていること、又は市内に本店、本部を有する団体と市内に支店も

しくは、支店に準ずる営業所等を有する団体で構成されていることという応募資格を記載している。また、特に要請する事項に伴う事業提案に要する費用及び簡易修繕料については年度精算方式をとることを記載している。

選定基準及び委員一人あたりの配点は、資料に記載のとおりとなっている。

図書館・郷土文学館の一体的な管理・運営方法に係る具体的な提案を重視しているため、「(5) 施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力を有していること」の配点を高く設定するとともに、インセンティブを働かせる仕組みとして、別添資料の『図書館・郷土文学館のあり方』にもとづく図書館等サービスの推進に向けた事業に関連し「(6) 特に要請する事項に基づく事業提案があること」の配点項目を設定している。これは、図書館・郷土文学館の理念である、『学びと遊びの創造の場、知の拠点』としての地域とつながる図書館等の具現化に向けた事業者からの提案を十分に考慮した審査を行うためである。なお、審査にあたっては申込者の意欲及び提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

指定管理料の積算根拠を教えて欲しい。

(施設所管部)

平成 28 年度予算をベースとし、職員体制部分を調整、その他諸経費として特に要請する事項に係る経費を上乗せしている。平成 28 年度と比較すると、人件費では削減、特に要請する事項に係る経費や消費税等の分が増加となり、トータルで約 800 万円の削減となる。

(委員)

選定基準について、100 点満点のほうが、審議するうえでわかりやすいが、400 点満点としたのはなぜか。

(施設所管部)

一般的な選定基準に、図書館等として独自に追加した項目や特に要請する事項に係る項目等、選定基準を加えているため、400 点満点としたものである。

(委員)

可能であれば 100 点満点としてほしい。他の指定管理者制度導入施設における点数と同じ方が分かりやすい。

(委員)

別添資料の「弘前市立図書館・郷土文学館のあり方」に「楽しい交流」としてのつながる図書館等」とあるが、具体的に、どのようなことなのか。

(施設所管部)

例えば、図書館では、読み聞かせや母親を対象にした取組をしたり、ボランティア団体も一緒になって活動している空間であり、活動を通じた連携が見られる。このようなことを指して「楽しい交流」と表現している。

(委員)

では、「つながる」とは、団体どうしがつながるという意味なのか。

(施設所管部)

例えば、ブックトーク事業を行っているが、これに関わっている方が小学校のPTAになって行うなど、様々な展開がされていく。図書館を通じての連携やつながり、交流が入り混じりながら、図書館を起点に学校とつながったり、様々な団体やボランティアがつながったりと、団体だけではない、様々な「つながり」を指している。

(委員)

そういった説明があればわかりやすい。もう少し例示したほうが、踏み込んだ提案が出てくるのではないか。

(委員)

募集にあたっての特記事項として応募団体の記載があるが、グループで応募する場合、構成の内容の具体的なイメージはあるのか。

(施設所管部)

事前に市内に本部を有する団体に対し参入意向調査をした結果を考慮し、支店もしくは支店に準ずる営業所等を有する団体とのグループ化も認め、単独又はグループでの応募を可能とした。

(委員)

支店と支店に準ずる営業所との違いは何か。

(施設所管部)

例えば、法人ではない団体の場合、「準ずる」というケースも出てくる可能性もあると考える。

(委員)

図書資料の購入については、現在の基準を下回らないという認識でよいか。

(施設所管部)

そのとおりである。

(委員)

指定管理料に余剰が出た場合はどうするのか。

(施設所管部)

余剰金については、指定管理者のものとなるが、制限を設けている項目もあり、図書購入費、簡易修繕料、特に要請する事項に係る事業の経費については、精算方式としている。

(委員)

利用促進を図るために重要なのは、どのような本があるかである。どのように本を選んでいるのか。また、制度導入後どのようになるのか教えて欲しい。

(施設所管部)

現在は、基準に基づき、司書も選定に関わりながら選書しており、指定管理者が管理することとなっても、最終的には、教育委員会が確認を行う。

(委員)

司書の配置は条件としているのか。

(施設所管部)

5名以上配置することを条件としている。

(委員)

普段利用していてビジネス書等の割合が少ないように感じるが、選書にあたり、割合は決めているのか。

(施設所管部)

選書にあたっては、選書しやすいような参考資料が送付されており、優良図書として記載されているものを優先して選書している。ビジネス書は少ないかもしれないが、当館では、リクエスト制度も取り入れているので、活用していただきたい。

(委員)

選書について、基準に沿ってということであるが、基準にあわない場合はどうするのか。

(施設所管部)

選書については、教育委員会で確認するので、常識的に配架図書として問題あるものは改善を求めるが、指定管理者が新たな視点で選書したというのであれば、協議しながら決定していく。

(委員)

最終決定の権限は教育委員会か。問題があれば、ストップをかけるのか。

(施設所管部)

最終的判断は、教育委員会が行う。なお、確認は、選書後になるが、問題のある本は、並べないということになる。

(委員)

文芸、芸術、児童書、育児書等は充実しているが、例えば地域の経済活動に携わっている人や働く人が欲しい情報が少ないように感じる。図書館を利用しない人は、なぜ利用しないのか、それを掘り下げ、活性化策として募集要項に入れて欲しい。

(施設所管部)

ご意見はわかるが、あまり具体的に記載すると、指定管理者の自主的な提案を制限してしまう。

(委員)

図書館協議会等はどのように活用していくのか。

(施設所管部)

図書館協議会については、今後も附属機関として存続していく。ボランティア団体などとも定期的に意見交換をするなど、関係団体と指定管理者が連携し、運営について意見を伺うような枠組みを作っていきたいと考えており、これについては、特に要請する事項として掲げている。また、市民フォーラムなども定期的に開催していきたいと考えている。

(委員)

新たに制度を導入する施設については、指定管理期間を5年ではなく、2年など短くする場合もあるが、今回5年とした理由は。

(施設所管部)

他の施設と比べて特殊性がある。図書の配架などサービス向上を図っていくためには、2年という期間は短いと考える。また、職員の能力向上も図っていく必要があるため、5年とした。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市立図書館・弘前市立郷土文学館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

本日の案件については、以上である。

今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

弘前市立図書館・弘前市立郷土文学館については、本日の審議結果をもとに、指定管理者の選定方法等を決定し、8月中旬ごろに市ホームページで募集要項等を公表、その後、説明会、質

	<p>問の受付及び回答を行い、9月下旬にかけて募集の受付を行う予定である。受付終了後、10月上旬に、教育委員会で組織する小委員会においてヒアリング及び小委員会を開催し、総合評価方式による評価を行い、10月下旬に再びこの審議会において、指定管理者の候補者を選定する予定としている。</p> <p>(議長)</p> <p>質問等がなければ、これで案件審議を終了する。</p>
その他必要事項	会議は非公開である。